

ニスモカード特約

第1条(総則)

ニスモカードとは、ニッサン・モータースポーツ・インターナショナル株式会社（以下「ニスモ」という）と株式会社日産フィナンシャルサービス（以下「NFS」という）とが提携してNFSが発行するカードをいいます。ニスモカードには、「NISMO CARD ” Club NISMO”」と「NISMO CARD (レギュラー)」(以下両者をあわせて「本カード」という)の2種類があり、いずれか一方を申込むことができます。

第2条(会員)

- 1 本人会員とは、本特約及び日産カード Visa・MasterCard 会員規約（以下「NFS 会員規約」という）を承認の上、ニスモ及び NFS（以下あわせて「両社」という）に対して入会申込みをし、両社が入会を認めた方をいいます。但し、本カードは Visa の機能を付帯したもののみとし、NFS 会員規約第 5 条第 2 項は次の通り変更して適用します。

NFS 会員規約第 5 条(カード利用可能枠)第 2 項

「カード 1 回当たりの利用額は、日本国内の加盟店（以下「国内加盟店」という）では当社が定める金額、日本国外の加盟店（以下「海外加盟店」といい、国内加盟店と海外加盟店をあわせて以下「加盟店」という）ではビザワールドワイド Pte リミテッド（以下「国際提携組織」という）が定める金額までとします。ただし、カード利用の際、加盟店を通じて当社の承認を得た場合は、この金額を超えて利用することができます。」

- 2 家族会員とは、本人会員と同様に前項記載の各規約を承認した家族で、本人会員が、家族会員の本カード利用について本規約の適用があることを承認のうえ本人会員の代理として指定して申込みをし、両社が適当と認めた方とします。
- 3 本人会員は、家族会員の本カードおよび各種サービスの利用によって生ずる一切の債務を負担し、家族会員は当該債務を負担しないことを確認します。

第3条(複数枚カード保有について)

本カードに入会申込みをする方ならびに本人会員及び家族会員（以下両者をあわせて「会員」という）は、NFS が発行するカード（本カードを含む）を複数枚保有できないことに同意します。

第4条(適用条項)

会員には本特約及び NFS 会員規約（本特約第 2 条第 1 項但書に基づき変更した第 5 条第 2 項を適用する、以下同じ）が適用され、会員はこれを遵守します。

第5条(カードの発行)

- 1 NFS は会員に対して、本特約第 1 条に定める本カードのうち、会員が申込時に選択した種類のカードを貸与します。
- 2 本カードの所有権は NFS に帰属し、会員は善良なる管理者の注意をもって使用、保管します。

第6条(カードの有効期限、更新)

本カードの有効期限、更新については、NFS 会員規約第 2 条第 6 項及び同第 7 項の規定を適用します。この場合、同条項の「当社」を「両社」に読替えて適用します。

第7条(年会費)

NISMO CARD ” Club NISMO” の本人会員は、NFS 会員規約第 3 条に定める NFS 所定の年会費（以下「NFS 年会費」という）とあわせて、NISMO CARD ” Club NISMO” 所定の年会費を支払います。当該本人会員は当該年会費を、ニスモが集金代行を委託する NFS に対して、NFS 年会費と一括して支払います。なお、当該年会費の支払方法については、NFS 会員規約第 3 条各項の規定を適用します。

第 8 条(会員が受けるニスモの特典及びサービス)

- 1 会員は、ニスモが別途告知する特典及びサービスを、ニスモ所定の方法で受けることができます。但し、会員は、保有するカードの種類に応じて、提供される特典及びサービスの内容が異なること、ならびに家族会員には一部の特典及びサービスが提供されないことにつき承認します。
- 2 ニスモは、予告なくしていつでも特典及びサービスを変更、追加、もしくは終了させることができるものとし、会員はその旨を承認します。
- 3 ニスモは、会員が本条により特典及びサービスを受ける場合に、本カードの提示を求めることがあります。
- 4 NFS は、ニスモが提供する特典及びサービスに関して会員とニスモとの間に生じた紛議について一切責任を負いません。

第 9 条(会員情報の提供と利用及びその保護)

- 1 会員は、本カード入会申込書及び本特約第 12 条の変更届により通知された会員情報、ならびに本特約第 10 条又は同第 11 条により会員がカード利用停止となった旨もしくは会員資格を喪失した旨の情報について、両社が相互に提供又は交換することに同意します。
- 2 両社は前項の情報について、会員のプライバシー保護に充分配慮し、業務の目的以外に利用しません。
- 3 会員は、NFS が「個人情報の取扱いに関する同意条項」第 1 条第 1 項①号及び②号（但し、利用可能枠を除く）により収集した個人情報を、個人情報の保護措置を講じた上で、次の各号の目的のためにニスモに提供し、ニスモがこれを利用することに同意します。
 - ①商品、役務等のマーケティング活動又はサービス履行活動
 - ②商品等に関する案内
 - ③商品開発又はお客様満足度向上策等検討のためのアンケート調査
- 4 会員は、ニスモに対して、前項に定める個人情報の利用の中止を申出ることができます。

第 10 条(会員資格の喪失、カードの利用停止)

- 1 会員が NFS 会員規約第 9 条第 2 項の規定により NFS 会員資格を喪失した場合、会員は NFS に本カードを返却し、NFS 会員資格喪失日以降、本特約第 8 条に定める特典及びサービスを受けられません。
- 2 会員が本特約第 4 条に違反したとき、又はその他両社が会員として不相当と認めたときは、両社は、何らの催告・通知を要せずして当該会員の本カードの利用を停止し、又は本カードの会員資格を喪失させることができます。
- 3 会員は、前二項の定めにより会員資格を喪失した場合、NFS 会員規約第 9 条第 1 項但書及び同第 3 項の規定に従います。

第 11 条(退会)

- 1 会員は、所定の退会手続きを経ることにより、いつでも退会することができます。この場合、会員は NFS の指示する方法に従い、NFS に本カードを返却または本カードを裁断のうえ破棄するものとし、退会日以降、本特約第 8 条に定める特典及びサービスを受けられないものとします。

2 前項の場合、会員は NFS 会員規約第 9 条第 1 項但書及び同第 3 項の規定に従います。

第 12 条(変更事項の届出)

- 1 会員は、NFS 会員規約第 14 条第 1 項各号の事由が生じたときは、ただちに NFS に対して NFS 所定の変更手続きをします。
- 2 前項の届出がない場合は、NFS 会員規約第 14 条第 2 項の規定を適用します。

第 13 条(本特約の改定等)

本特約が改定され、改定内容が会員に通知された後に会員が本カードを利用したときは、会員はその改定を承認したものとみなします。